

京都市契約事務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 榊本 頼 兼

京都市規則第200号

京都市契約事務規則の一部を改正する規則

京都市契約事務規則の一部を次のように改正する。

附則第3項中「及び第62条」を削り、「第61条第1項」を「同条第1項」に、「「契約の手續並びに」を「「契約の手續並びに」に改め、「と、第62条第1項中「の長」とあるのは「の長及び上下水道局長」と、「特定調達契約」とあるのは「特定調達契約（上下水道局が所管する特定調達契約にあっては、地域水道事業及び特定環境保全公共下水道事業に係るものに限る。））」と、同条第2項中「係る契約」とあるのは「係る契約並びに地域水道事業及び特定環境保全公共下水道事業に係る契約」と、同条第3項中「の長」とあるのは「の長及び上下水道局長」と、「契約」とあるのは「契約（上下水道局が所管する契約にあっては、地域水道事業及び特定環境保全公共下水道事業に係るものに限る。））」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の京都市契約事務規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

（理財局財務部調度課）